# **3**章

# 毎月の給与と賞与からの

# 社会保険料の徴収事務

社会保険(健康保険・厚生年金保険)の被保険 者については、毎月の給与と賞与から社会保険料 (健康保険料・厚生年金保険料)の被保険者(本 人)負担分を控除しなければなりません。

給与から控除する社会保険料は、標準報酬月額 を保険料額表にあてはめて算定する方法をとって いますので、標準報酬月額を正しく算定すること が重要なポイントです。

また、賞与から控除する社会保険料は、給与の場合とは異なり、標準賞与額(賞与額の1,000円未満を切り捨てた額。上限があります)に保険料率を乗じて算定します。

# Ⅰ 保険料の控除

### **型** 控除方法

社会保険料は、月単位で負担し、当月分の保険料を翌月支給の給与から控除します。言い方を変えれば、当月支給の給与から、前月分の保険料を控除することになります。

#### 2 保険料の対象月

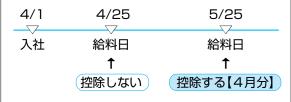
#### ① 資格取得

保険料は、被保険者の資格取得月分から負担する必要があります。

たとえば、4月に入社した(被保険者となった)人については、4月1日入社であろうと、4

月30日入社であろうと、4月分の保険料を負担する必要があります。

この際、4月分の保険料の控除は、5月支給の 給与から行ないますので、4月支給の給与からは 保険料を控除しません(3月は被保険者でないた め、保険料の負担はありません)。



- \*資格取得月(4月)分から保険料を負担する
- \*給与の計算期間は考慮しない

#### ② 資格喪失

退職した(被保険者でなくなった)場合の保険料は、被保険者の資格喪失月の前月分まで負担することになり、資格喪失月分の保険料は、原則として不要です。

ここで、資格喪失日は「退職日の翌日」とされ ていることに注意が必要です。

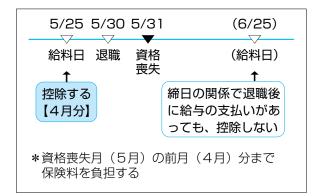
たとえば、5月31日退職の場合は、翌日の6月 1日に資格喪失となり、前月の5月分まで保険料 を負担しなければなりません。5月分の保険料 は、6月支給の給与から控除することになります が、6月支給の給与がない場合には、5月支給の 給与から2か月分(4月分と5月分)の保険料を 控除する必要があります。

これに対して、5月30日退職の場合には、5月

31日に資格を喪失しますから、前月の4月分までの保険料負担となります。

つまり、5月支給の給与から、原則どおり1か 月分(4月分)の保険料だけを控除すればよいの です。





#### ③ 資格取得月の退職

資格喪失月は、原則として保険料を負担する必要はありません。

しかし、たとえば4月1日に入社して4月7日に辞めてしまった場合のように、資格取得月=資格喪失月の場合は、その月(4月)分の保険料を負担することになります。

#### 3 産前産後休業期間中の免除

産前産後休業期間中の社会保険料は、被保険者 負担分、事業主負担分とも免除されます。

免除対象期間は、産前42日(多胎妊娠の場合は 98日)産後56日のうち、妊娠または出産を理由と して労務に従事しなかった期間で、その間の給 与・賞与ともに免除となります。

産前産後休業による免除を受けるためには、産 前産後休業期間中に「産前産後休業取得者申出 書」を年金事務所等に提出する必要があります。

また、産前産後休業期間中の保険料免除を受けている被保険者が、次のいずれかに該当する場合には、「産前産後休業取得者変更(終了)届」を年金事務所等に提出する必要があります。

- ① 出産前に「産前産後休業取得者申出書」を提出し、出産予定日より前に出産した場合
- ② 出産前に「産前産後休業取得者申出書」を提出し、出産予定日より後に出産した場合
- ③ 産前産後休業終了予定日の前に産前産後休業 を終了した場合

### 4 育児休業中の免除

育児休業中の社会保険料は、被保険者負担分、会社負担分とも免除されます。育児休業開始月から、育児休業終了日の翌日の属する月の前月分までが免除の対象です。女性が出産をして、そのまま育児休業に入る場合には、労働基準法による産後休業期間(出産日の翌日から56日間)の翌日が育児休業の開始日となります。

育児休業を開始した場合には、「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書」を提出します。また、育児休業を終了した場合には、「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者終了届」を提出します。

# Ⅱ 社会保険の被保険者と健康保険の被扶養者

#### 1 社会保険の被保険者

#### ① 被保険者

社会保険の被保険者となるのは、適用事業所に 常用的に使用される人です。

#### ② 適用事業所

適用事業所とは、社会保険が強制的に適用され

る事業所で、すべての法人(株式会社や特例有限 会社など)の事業所と、常時5人以上の従業員の いる個人の事業所(一定のサービス業、農林水産 業を除きます)が該当します。

それ以外の事業所(従業員が5人未満の個人の事業所など)については、強制適用ではありませんが、被保険者となる人の半数以上の同意を得て年金事務所長等の認可を受けることで、任意適用事業所となることができます。

#### ③ 常用的に使用される人

常用的に使用される人には、通常の正社員はも とより、代表取締役その他の常勤役員、契約社員 や嘱託社員、パートタイマーやアルバイトなども 含まれます。

ただし、パートタイマー等については、1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上あれば、常用的に使用される人に該当し、被保険者とされます。

#### ④ 短時間労働者

平成28年10月1日から、特定適用事業所に勤務 する短時間労働者(パートタイマー)は、新たに 被保険者となりました。

特定適用事業所とは、被保険者数の合計が常時 500人を超える事業所をいいます。

新たに被保険者となる短時間労働者とは、勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、次のi~ivのすべてに該当する人です。

- i 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ii 賃金の月額が、8万8,000円以上(年収106 万円以上)であること
- iii 雇用期間が1年以上見込まれること
- iv 学生ではないこと

また、平成29年4月1日から、被保険者数の合計が常時500人以下の事業所のうち、労使合意に基づいて申出をする法人・個人の事業所、地方公共団体に属する事業所に勤務する短時間労働者も新たに被保険者となりました。

#### ⑤ 適用拡大

特定適用事業所の被保険者数要件(500人超の 事業所)が、令和4年(2022年)10月1日から 100人超の事業所に、さらに令和6年(2024年) 10月1日から50人超の事業所に引き下げられ、特 定適用事業所の範囲が拡大されます。

また、短時間労働者の4要件のうち、雇用期間要件(雇用期間が1年以上見込まれること)の期間が短縮され、令和4年(2022年)10月1日から、雇用期間が2か月を超えると見込まれること、とされました。

#### ⑥ 適用除外

適用事業所に使用されている場合であっても、 次の適用除外に該当する人については被保険者に なりません。

- i 日々雇い入れられる人(ただし、引き続き 1か月を超えて使用されることとなった人に ついては、その日から被保険者になります)
- ii 2か月以内の期間を定めて使用される人 (ただし、2か月以内の所定の期間を超えて 引き続き使用されることとなった人について は、その日から被保険者になります)
- iii 4か月以内の季節的業務に使用される人
- iv 6か月以内の臨時的事業の事業所に使用される人

#### ⑦ 後期高齢者医療制度

年齢75歳以上の高齢者(65歳以上75歳未満で一定の障害があると広域連合に認定された人を含みます)は、後期高齢者医療制度の被保険者ですので、健康保険の被保険者にはなりません。

#### ⑧ 厚生年金保険

年齢70歳以上の人は、厚生年金保険の被保険者 にはなりません。

#### | 健康保険の被扶養者

健康保険では、被保険者だけでなく、被保険者の扶養家族のうち一定の人を被扶養者として、保 険給付の対象としています。

健康保険における被扶養者には、大きく次の2 種類があります。

① 被保険者の配偶者(内縁関係を含みます)、 直系尊属、子、孫、兄弟姉妹で、「被保険者に よって生計を維持されている人」 ② ①以外の被保険者の3親等内の親族で、「被保険者によって生計を維持されている人」かつ 「被保険者と同居している人」

生計維持の認定は実情に応じて判断されますが、一般的な基準として、対象者の年収が130万円未満(60歳以上の人または障害者の場合は180万円未満)で、被保険者の年収の2分の1未満であれば、被扶養者となります。

ただし、75歳以上の高齢者(65歳以上75歳未満で一定の障害があると広域連合に認定された人を含みます)は、後期高齢者医療制度の被保険者ですので、健康保険の被扶養者にはなりません。

なお、被扶養者の有無、人数は保険料の金額に 影響しません。

# **Ⅲ** 給与からの 健康保険料の控除

### 健康保険

健康保険には、次の3種類があります。

- ① 全国健康保険協会管掌健康保険 主に中小企業の従業員を中心としています(以 下「協会けんぽ」といいます)。
- ② 組合健康保険 主に大企業の従業員を中心としています。
- ③ 共済組合 主に公務員を中心としています。

#### 2 健康保険料の算定

健康保険の被保険者については、毎月の給与から「標準報酬月額に応じた健康保険料」を控除します。ポイントは、時間外労働手当などの状況によって毎月の給与に多少の変動があっても、標準報酬月額が変わらない限り、給与から控除する健

図表 1 協会けんぽの保険料率(令和3年3月分~)

| 北海道  | 10.45% | 滋賀県  | 9.78%  |
|------|--------|------|--------|
| 青森県  | 9.96%  | 京都府  | 10.06% |
| 岩手県  | 9.74%  | 大阪府  | 10.29% |
| 宮城県  | 10.01% | 兵庫県  | 10.24% |
| 秋田県  | 10.16% | 奈良県  | 10.00% |
| 山形県  | 10.03% | 和歌山県 | 10.11% |
| 福島県  | 9.64%  | 鳥取県  | 9.97%  |
| 茨城県  | 9.74%  | 島根県  | 10.03% |
| 栃木県  | 9.87%  | 岡山県  | 10.18% |
| 群馬県  | 9.66%  | 広島県  | 10.04% |
| 埼玉県  | 9.80%  | 山口県  | 10.22% |
| 千葉県  | 9.79%  | 徳島県  | 10.29% |
| 東京都  | 9.84%  | 香川県  | 10.28% |
| 神奈川県 | 9.99%  | 愛媛県  | 10.22% |
| 新潟県  | 9.50%  | 高知県  | 10.17% |
| 富山県  | 9.59%  | 福岡県  | 10.22% |
| 石川県  | 10.11% | 佐賀県  | 10.68% |
| 福井県  | 9.98%  | 長崎県  | 10.26% |
| 山梨県  | 9.79%  | 熊本県  | 10.29% |
| 長野県  | 9.71%  | 大分県  | 10.30% |
| 岐阜県  | 9.83%  | 宮崎県  | 9.83%  |
| 静岡県  | 9.72%  | 鹿児島県 | 10.36% |
| 愛知県  | 9.91%  | 沖縄県  | 9.95%  |
| 三重県  | 9.81%  |      |        |

(注) 介護保険第2号被保険者に該当しない場合

図表2 協会けんぽ・東京都の保険料額表(一部抜粋)

(単位:円)

|    | (単位・「     |           |                         |           |                        | (単位・门)    |          |
|----|-----------|-----------|-------------------------|-----------|------------------------|-----------|----------|
|    |           | 健康保険料     |                         |           |                        |           |          |
|    | 標準報酬報酬月額  |           | 介護保険第2号被保険者に<br>該当しない場合 |           | 介護保険第2号被保険者に<br>該当する場合 |           |          |
|    |           | <u> </u>  |                         | 11.64%    |                        |           |          |
| 等級 | 月額        | 円以上       | 円未満                     | 全 額       | 折半額                    | 全 額       | 折半額      |
|    | ~~~       | ~~~       | ~~~                     | ~~~       | ~~~                    | ~~~       |          |
| 19 | 240,000   | 230,000   | 250,000                 | 23,616.0  | 11,808.0               | 27,936.0  | 13,968.0 |
| 20 | 260,000   | 250,000   | 270,000                 | 25,584.0  | 12,792.0               | 30,264.0  | 15,132.0 |
| 21 | 280,000   | 270,000   | 290,000                 | 27,552.0  | 13,776.0               | 32,592.0  | 16,296.0 |
| 22 | 300,000   | 290,000   | 310,000                 | 29,520.0  | 14,760.0               | 34,920.0  | 17,460.0 |
| 23 | 320,000   | 310,000   | 330,000                 | 31,488.0  | 15,744.0               | 37,248.0  | 18,624.0 |
| 24 | 340,000   | 330,000   | 350,000                 | 33,456.0  | 16,728.0               | 39,576.0  | 19,788.0 |
|    |           |           | ~~~~                    | ~~~       | ~~~~                   | ~~~       |          |
| 49 | 1,330,000 | 1,295,000 | 1,355,000               | 130,872.0 | 65,436.0               | 154,812.0 | 77,406.0 |
| 50 | 1,390,000 | 1,355,000 |                         | 136,776.0 | 68,388.0               | 161,796.0 | 80,898.0 |

康保険料は変わらないということです。

健康保険料は、その人の標準報酬月額を「標準 報酬月額保険料額表」にあてはめて計算します。 標準報酬月額は、1等級(報酬月額63,000円未満) から50等級(報酬月額1,355,000円以上)までの50 段階に分かれています。

組合健康保険の場合は、健康保険組合によって 保険料率が異なり、標準報酬月額保険料額表も、 それぞれの組合ごとに定められています。

協会けんぽについては、都道府県ごとの保険料 率で、現在の保険料率は前掌図表1のとおりで

前学図表2は、協会けんぽ・東京都の場合の保 険料額表 (保険料率は9.84%または11.64%) から 一部を抜粋したものです。

たとえば、標準報酬月額が30万円(22等級)の 人の給与から控除する健康保険料は、介護保険第 2号被保険者に該当しない被保険者であれば、1 万4.760円、介護保険第2号被保険者に該当する 被保険者であれば、1万7.460円となります。

このように、標準報酬月額さえ把握できれば、 表にあてはめて健康保険料を計算することができ ます。

#### **3** 介護保険

健康保険の被保険者には、介護保険第2号被保 険者に該当する被保険者と、該当しない被保険者 の2種類があります。

介護保険の第2号被保険者となるのは、40歳か

- ら65歳未満の人です。40歳未満と65歳以上の人か らは介護保険料を徴収しません。したがって、
- ① 40歳未満と65歳以上の人は介護保険第2号被 保険者に該当しない被保険者
- ② 40歳以上65歳未満の人は介護保険第2号被保 険者に該当する被保険者

ということになります。

介護保険料は、独立して計算するのではなく、 健康保険料のなかに含まれていますから、介護保 険に該当する被保険者については、介護保険料部 分を含んだ健康保険料となります。保険料額表に は、介護保険第2号被保険者に該当しない被保険 者の欄と、介護保険第2号被保険者に該当する被 保険者の欄がありますので、あてはめて計算する 場合に使い分ける必要があります。

協会けんぽの現在の介護保険料率(令和3年3 月分~) は、1.80%(被保険者負担分は0.90%) となっています。

# + 年金保険料の控除

#### | 厚生年金保険料の算定

厚生年金保険の被保険者については、毎月の給 与から「標準報酬月額に応じた厚生年金保険料」 を控除します。基本的な考え方は、健康保険の場 合と同じですから、時間外労働手当などの状況に よって毎月の給与に多少の変動があっても、標準

図表3 厚生年金保険の保険料額表(一部抜粋)

(単位:円)

|        | 標準報酬    | 報酬月額    |         |           | 全保険料<br>F9月~) |
|--------|---------|---------|---------|-----------|---------------|
| 等級     | 月額      | 円以上     | 円未満     | 全額(18.3%) | 折半額(9.15%)    |
| $\sim$ |         |         |         |           |               |
| 17     | 260,000 | 250,000 | 270,000 | 47,580    | 23,790        |
| 18     | 280,000 | 270,000 | 290,000 | 51,240    | 25,620        |
| 19     | 300,000 | 290,000 | 310,000 | 54,900    | 27,450        |
| 20     | 320,000 | 310,000 | 330,000 | 58,560    | 29,280        |
| $\sim$ |         |         | ~~~~    | ~~~~~     | ~~~~~         |
| 30     | 590,000 | 575,000 | 605,000 | 107,970   | 53,985        |
| 31     | 620,000 | 605,000 | 635,000 | 113,460   | 56,730        |
| 32     | 650,000 | 635,000 |         | 118,950   | 59,475        |

(注) 厚生年金基金の加入者は、保険料が異なります

報酬月額が変わらない限り、給与から控除する厚 生年金保険料は変わりません。

厚生年金保険料は、その人の標準報酬月額を「標準報酬月額保険料額表」にあてはめて計算します。標準報酬月額は、1等級(報酬月額93,000円未満)から32等級(報酬月額635,000円以上)までの32段階に分かれています。

前学**図表3**は保険料額表の一部抜粋です。たと えば、標準報酬月額が30万円(19等級)の人の給 与から控除する厚生年金保険料は、2万7,450円 となります。

なお、厚生年金保険料率は、平成29年まで毎年 引き上げられ、平成29年9月以降は18.3%で固定 されました。

#### 2 厚生年金基金

厚生年金保険については、厚生年金基金に加入 している場合には、厚生年金基金ごとに保険料率 が異なります。

#### 3 端数処理

社会保険料は、事業主と被保険者が折半で負担 しますが、給与から控除する被保険者負担分の保 険料を計算する際に、1円未満の端数が生じる場 合があります。 この1円未満の端数は、原則として50銭以下は切り捨て、50銭超は1円に切り上げますが、特約を設けて常に切捨てもしくは切上げとしても差支えありません。

# V

#### **】**標準報酬月額

#### | 報酬に含まれるもの

標準報酬月額を算定する際に、報酬のなかに含まれるものと含まれないものがあります。

**図表4**のとおり、給与として会社から支給されるものは、ほとんどが報酬に含まれます。

通勤手当について、通勤定期券の現物を支給している場合も、現物給与として報酬に含めます。この場合に、6か月定期券を6か月ごとに支給しているなら、6分の1の額を毎月の通勤手当(現物)として報酬に含めます。

健康保険・厚生年金保険では、年4回以上支払 われる賞与は、賞与ではなく報酬として、標準報 酬月額の算定に含めます。

この場合には、7月1日前の1年間に受けた賞 与の額の合計額を12で除して得た額を、毎月の報 酬に加えます。

図表4 報酬に含まれるもの、含まれないもの

|                   | 通貨で支給されるもの   | 現物で支給されるもの  |
|-------------------|--|---|
| 報酬となるもの           | 基本給(月給・週給・日給など)、残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、勤務地手当、日直手当、宿直手当、早出手当、勤務手当、皆勤手当、精勤手当、会社から支給される私傷病手当金、賞与(年4回以上支給されるもの)など  | 通勤定期券、回数券、食事・<br>食券、社宅・独身寮、被服<br>(勤務服以外)、給与として<br>支給される自社製品など                                 |
| 標準賞与額の対<br>象となるもの | 賞与・決算手当・年末一時金などの賞与性のもので、年3回以下支給されるもの、その他定期的ではなく一時的に支給されるもの   | 現物で支給の賞与など  |
| 報酬とならない もの        | <ul> <li>●事業主が恩恵的に支給するもの(病気見舞金、結婚祝金など)</li> <li>●公的保険給付として受けるもの(健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、年金、恩給など)</li> <li>●臨時的、一時的に受けるもの(大入袋、解雇予告手当、退職金など)</li> <li>●実費弁償的なもの(出張旅費、交際費など)</li> <li>●年3回まで支給されるもの(賞与など)</li> </ul> | 制服・作業衣などの勤務服<br>食事(本人からの徴収金額<br>が標準価額により算定した<br>額の3分の2以上の場合)<br>社宅(本人からの徴収金額<br>が標準価額以上の場合)など |

#### 2 標準報酬月額

給与から控除すべき健康保険料、厚生年金保険 料を計算する場合、実際の毎月の給与額ではなく 一定期間の給与に基づいて被保険者ごとに算定さ れた「標準報酬月額」を用います。

標準報酬月額は、健康保険や厚生年金保険の給 付に関する計算にも使用されます。

特に、厚生年金保険については、過去の長期間 にわたる報酬をベースに年金額が計算されます。 これを「報酬比例」といいますが、時間外労働手 当等の関係で毎月の報酬額が変動すると、給付額 の算定が煩雑になります。そのため、等級区分に 基づいて標準報酬月額を決定し、原則として年1 回の見直しにとどめ、年金給付の基礎となる報酬 額の算定を簡略化しています。

# Ⅵ 標準報酬月額の算定

標準報酬月額の算定方法としては、①資格取得 時決定、②定時決定、③随時改定、④産前産後休 業終了時改定、⑤育児休業等終了時改定、の5種 類があります。

#### 資格取得時決定

新規採用等で新たに被保険者資格を取得した場 合には、その時点で標準報酬月額を決定すること になります。1月1日から5月31日までの間に決 定された標準報酬月額は、原則としてその年の8 月まで、また6月1日から12月31日までの間に決 定された標準報酬月額は、原則としてその翌年の 8月まで有効です。

資格取得時の標準報酬月額については、給与の 支払実績がないので、その人が受けるであろう報 酬の額(基本給や扶養手当など金額の確定してい るものはもとより、通勤手当も含め、時間外労働 手当等も見積もった金額)により決定します。

なお、資格取得時に届け出た報酬月額が、実際 の報酬月額と異なった場合には、資格取得時にさか のぼって報酬の訂正が必要になることがあります。

資格取得時決定は、資格取得日から5日以内に 提出する「被保険者資格取得届」に基づいて行な われます。被保険者資格取得届の様式と記載例は 次学のとおりです。

### 2 定時決定

定時決定は、毎年4月、5月、6月の3か月分 の報酬の平均値によって、標準報酬月額の算定を 行なうものです。定時決定により算定された標準 報酬月額は、原則として9月分から翌年の8月分 まで適用されます。

定時決定の対象者は、原則として7月1日現在 の被保険者全員ですが、次の人は除かれます。

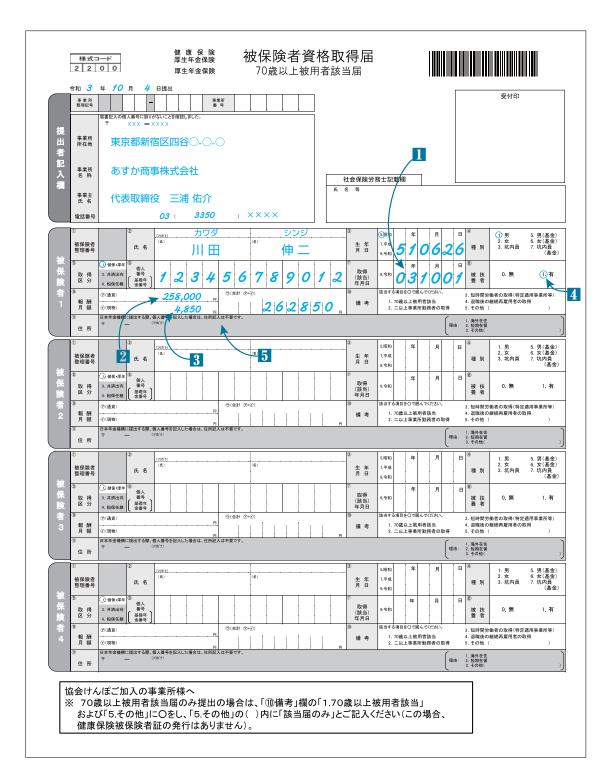
- ① 6月1日以降に被保険者資格を取得した人
- ② 4月に昇給等の固定的賃金の変動があり、7 月に随時改定に該当する人
- ③ 5月に昇給等の固定的賃金の変動があり、8 月に随時改定に該当する見込みの人
- ④ 6月に昇給等の固定的賃金の変動があり、9 月に随時改定に該当する見込みの人

ただし、③と④の人について、随時改定に該当 しないこととなった場合には、その時点でさかの ぼって定時決定をすることになります。

定時決定の4月分、5月分、6月分の報酬と は、4月、5月、6月に支給する報酬のことを指 しています。この期間内に、欠勤等によって支払 基礎日数が17日(「短時間労働者」は11日)未満 の月がある場合には、その月を除いて平均月額を 計算します。支払基礎日数は、月給制の場合には 暦日数、日給制や時給制の場合には実際の出勤日 数となります。

なお、月給制で欠勤控除が行なわれる場合、就 業規則等に基づいて事業所が定めた日数があると きに限り、その日数から欠勤日数を控除した日数 となります。

定時決定は、7月1日から7月10日の間に提出 する「被保険者報酬月額算定基礎届」に基づいて 行なわれます。被保険者報酬月額算定基礎届の設 例、様式と記載例は168・169~のとおりです。



■ 「取得(該当)年月日」は、通常は入社年月日。試用期間が設定されている場合でも、本採用の日ではなく、試用期間の初日となる
 型報酬月額の「(通貨)」の内訳は、基本給200,000円、職務手当20,000円、時間外労働手当等(見積り額)38,000円
 3 報酬月額の「(現物)」は、通勤定期券を現物支給している場合は1か月分の金額
 4 被扶養者がある場合は被扶養者届を合わせて提出
 5 日本年金機構に提出する際、個人番号を記入した場合は、住所の記入は不要

なお、定時決定の通常の手続きでは、標準報酬 月額の算定が困難であったり、著しく不当になる ことがあります。その場合は、次のように特別な 方法によって算定します。

- ① 昇給分のさかのぼり支給があった場合 3月以前の昇給差額分を除いた修正平均により ます。
- ② 低額の休職給を受けている場合 低額の休職給を受けた月を除いた修正平均によります。3か月とも低額の休職給の場合には、従前の標準報酬月額によります。
- ③ 病気欠勤や育児休業等で3か月とも支払基礎 日数が17日未満であるか、まったく報酬を受け ていない場合 従前の標準報酬月額によります。
- ④ 当年の4月、5月、6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年7月から当年6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間に、2等級以上の差を生じた場合であって、この差が業務の性質上、例年発生することが見込まれる場合(被保険者の同意が前提)

前年7月から当年6月までの間に受けた報酬の 月平均額から算出した標準報酬月額によります。

#### 3 随時改定

昇給や降給など固定的賃金の変動があり、その変動のあった月から3か月間の支払基礎日数がいずれの月も17日(「短時間労働者」は11日)以上で、3か月間の報酬の平均額が、従来の標準報酬月額と比較して2等級以上の差が生じた場合には、変動のあった月から4か月目以降の標準報酬月額を改定します。

たとえば、10月に昇給があり、10月、11月、12月の3か月間の報酬の平均額が、従来の標準報酬月額と比較して2等級以上の差が生じた場合には、1月に随時改定を行ないます(1月分から新しい標準報酬月額が適用になり、2月支給の給与からの控除分から保険料が変更されます)。

重要なのは、単に時間外労働手当など変動的賃

金の増減による給与の変動の場合は、随時改定を 行なわないということです。基本給や扶養手当な どの固定的賃金の増減があることが前提となりま す。ただし、固定的賃金の増減があっても、次の ような場合は随時改定の対象とはなりません。

- ・固定的賃金の増加があり、3か月間の報酬の平 均額を計算したところ、時間外労働手当など変 動的賃金が減少していたため、従来の標準報酬 月額より等級が下がった
- ・固定的賃金の減少があり、3か月間の報酬の平 均額を計算したところ、時間外労働手当など変 動的賃金が増加していたため、従来の標準報酬 月額より等級が上がった

すなわち、固定的賃金の増加があり2等級以上 アップした場合、または固定的賃金の減少があり 2等級以上ダウンした場合だけが、随時改定の対 象となるのです。

随時改定は、原則として2等級以上の変動が要件ですが、最低等級、最高等級において、一定の場合には、1等級の変動でも行ないます。

随時改定は、随時改定に該当したときに提出する「被保険者報酬月額変更届」に基づいて行なわれます。被保険者報酬月額変更届の設例、様式と記載例は170・171掌のとおりです。

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響による標準報酬月額の特例改定として、一定の要件を満たした場合には、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額について、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、特例により急減となった月の翌月から改定が可能とされています。

要件としては、①新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時間単位を含みます)があったことにより、令和2年8月から令和3年12月までの間に、報酬が著しく下がった月が生じたこと、②著しく報酬が下がった月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、すでに設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がったこと(固定的賃金の変動がない場合でも対象となります)、③標準報酬月額の特例改定による改定内容に被保険者本人が書面により同意してい

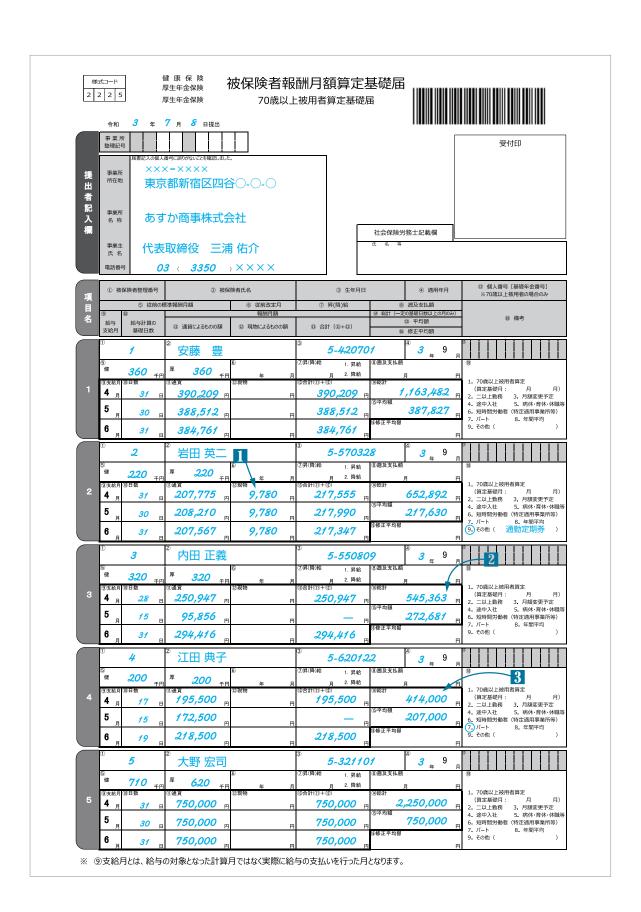
#### 【報酬月額算定基礎届の設例】

#### ○賃金の締日=15日、賃金の支払日=25日(170分の「報酬月額変更届の設例」においても同じ)

- 1. 安藤 豊 (昭和42年7月1日生)
  - 4月分給与-基本給320,000円、扶養手当15,000円、時間外労働手当45,559円、通勤手当9,650円(非課税)
  - 5月分給与-基本給320,000円、扶養手当15,000円、時間外労働手当43,862円、通勤手当9,650円(非課税)
  - 6月分給与 基本給320,000円、扶養手当15,000円、時間外労働手当40,111円、通勤手当9,650円(非課税) \*欠勤なし
- 2. 岩田英二 (昭和57年3月28日生)
  - 4月分給与-基本給189.000円、時間外労働手当18.775円
  - 5月分給与-基本給189,000円、時間外労働手当19,210円
  - 6月分給与-基本給189,000円、時間外労働手当18,567円 \*通勤6か月定期券(58,680円)を別途支給(非課税)、欠勤なし
- 3. 内田正義(昭和55年8月9日生)
  - 4月分給与-基本給214,285円、扶養手当11,000円、時間外労働手当20,802円、通勤手当29,160円 (6か月 定期代、6か月ごとに支給、非課税)
  - 5月分給与-基本給71,428円、扶養手当11,000円、時間外労働手当8,568円
  - 6月分給与-基本給250,000円、扶養手当11,000円、時間外労働手当28,556円 \*3月16日~4月15日の間に3日欠勤、4月16日~5月15日の間に15日欠勤
- 4. 江田典子 (昭和62年1月22日生)
  - 4月分給与-195,500円 5月分給与-172,500円 6月分給与-218,500円
    - \*パートタイマー(日給11,500円)、3月16日~4月15日の間に17日出勤、4月16日~5月15日の間に15日出勤、5月16日~6月15日の間に19日出勤、「短時間労働者」には該当しない
- 5. 大野宏司(昭和32年11月1日生)
  - 4月分役員報酬-750,000円 5月分役員報酬-750,000円 6月分役員報酬-750,000円 \* 役員

#### 【記載時の注意ポイント】

- 岩田英二さんの「⑫現物によるものの額」について 通勤6か月定期券(58,680円)が別途支給されているため、その1か月分として58,680円÷6=9,780円を 各月に記載します。
- 2 内田正義さんの「⑭総計 (一定の基礎日数以上の月のみ)」について 支払基礎日数が17日未満である5月分を除いた4月分と6月分の合計になります。
- 3 江田典子さんの「⑭総計 (一定の基礎日数以上の月のみ)」について 支払基礎日数が17日未満である5月分を除いた4月分と6月分の合計になります。

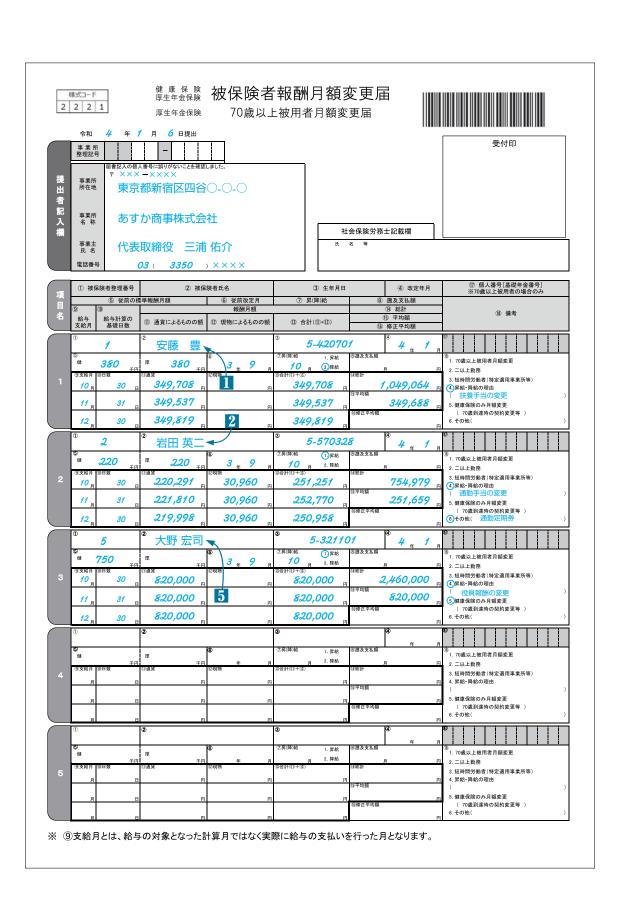


#### 【報酬月額変更届の設例】

- 1. 安藤 豊 (昭和42年7月1日生)
  - 10月分給与-基本給320,000円、時間外労働手当20,058円、通勤手当9,650円(非課税)
  - 11月分給与-基本給320,000円、時間外労働手当19,887円、通勤手当9,650円(非課稅)
  - 12月分給与-基本給320,000円、時間外労働手当20,169円、通勤手当9,650円(非課税)
    - \*子供が就職したため10月分より扶養手当(15,000円)の支給なし、欠勤なし
- 2. 岩田英二 (昭和57年3月28日生)
  - 10月分給与-基本給189,000円、時間外労働手当31,291円
  - 11月分給与-基本給189,000円、時間外労働手当32,810円
  - 12月分給与-基本給189,000円、時間外労働手当30,998円
    - \*通勤6か月定期券(185,760円)を別途支給(非課税)、転居したため10月分より通勤定期券の金額が増加(転居前の6か月定期券は58,680円)、欠勤なし
- 3. 内田正義(昭和55年8月9日生)
  - 10月分給与 基本給220,000円、扶養手当11,000円、時間外労働手当12,108円、通勤手当29,160円(6か月 定期代、6か月ごとに支給、非課税)
  - 11月分給与-基本給220,000円、扶養手当11,000円、時間外労働手当11,702円
  - 12月分給与-基本給20,952円、扶養手当11,000円
    - \*降給で10月分より基本給が減少(降給前は250,000円)、11月16日~12月15日の間に19日欠勤
- 4. 江田典子 (昭和62年1月22日生)
  - 10月分給与-225,000円 11月分給与-212,500円 12月分給与-237,500円
    - \*昇給で10月分より日額単価が12,500円に増加(昇給前は11,500円)、9月16日~10月15日の間に18日出動、10月16日~11月15日の間に17日出勤、11月16日~12月15日の間に19日出勤、「短時間労働者」には該当しない
- 5. 大野宏司(昭和32年11月1日生)
  - 10月分役員報酬-820,000円 11月分役員報酬-820,000円 12月分役員報酬-820,000円
    - \*昇給で10月分より増額(昇給前は750,000円)

#### 【随時改定に該当するか否かの判断ポイント】

- 安藤豊さんは、固定的賃金の減額(扶養手当15,000円の不支給)により、随時改定に該当したため、令和4年1月分より改定されます。
- ② 岩田英二さんは、固定的賃金の増額(通勤定期券の増額)により、随時改定に該当したため、令和4年 1月分より改定されます。
- 3 内田正義さんは、10月に固定的賃金の変動(基本給の降給)がありますが、12月分の支払基礎日数が17 日未満であるため、金額にかかわらず随時改定には該当しません。
- 4 江田典子さんは、10月に固定的賃金の変動(日額単価の増額)があり、3か月間とも支払基礎日数が17 日以上ありますが、変動が2等級以上ではないため、随時改定には該当しません。
- 5 大野宏司さんは、厚生年金保険は、改定前にすでに上限の650,000円ですから、随時改定には該当しません。健康保険は、2等級以上、上昇しているため随時改定に該当し、令和4年1月分より改定されます。



ること、です。

#### 4 産前産後休業終了時改定

標準報酬月額の随時改定については、固定的賃 金の変動があり、かつ、従前と比較して2等級以 上の差がないと対象となりません。

したがって、産前産後休業が終了して職場復帰 した場合に、給料が下がったとしても、随時改定 の対象とならない場合もあります。

そこで、産前産後休業が終了して職場復帰した 被保険者(産前産後休業終了日に当該産前産後休 業に係る子を養育している被保険者)について は、申出をすれば、固定的賃金の変動がない場合 でも、また、従前と比較して1等級しか差がない 場合でも、産前産後休業終了日の翌日が属する月 以降3か月間(支払基礎日数が17日未満の月は除 きます)の報酬の平均額によって、4か月目から 標準報酬月額を改定できます。

なお、産前産後休業終了日の翌日に育児休業を 開始している場合は申出ができません。

産前産後休業終了時改定は、特例の要件に該当した場合に提出する「産前産後休業終了時報酬月額変更届」に基づいて行なわれます。随時改定とは異なり、申出をしなければ適用されません。変更届の様式と記載例は次分のとおりです。

#### 5 育児休業等終了時改定

標準報酬月額の随時改定については、固定的賃 金の変動があり、かつ、従前と比較して2等級以 上の差がないと対象となりません。

したがって、育児休業が終了して職場復帰した 場合に、育児のための短時間勤務等で給料が下が ったとしても、随時改定の対象とならない場合も あります。

そこで、育児休業等が終了して職場復帰した被保険者(育児休業等終了日時点で3歳未満の子を養育している被保険者)については、申出をすれば、固定的賃金の変動がない場合でも、また、従前と比較して1等級しか差がない場合でも、職場復帰日の月以降3か月間(支払基礎日数が17日未

満の月は除きます)の報酬の平均額によって、4 か月目から標準報酬月額を改定できます。

育児休業等終了時改定は、特例の要件に該当した場合に提出する「育児休業等終了時報酬月額変更届」に基づいて行なわれます。随時改定とは異なり、申出をしなければ適用されません。変更届の様式と記載例は174分のとおりです。

# **M** 賞与からの社会保険料の控除

#### 健康保険料の控除

賞与から控除する健康保険料は、「標準賞与額 ×保険料率」で計算します。標準賞与額とは、賞 与の金額の1,000円未満の端数を切り捨てた額で、 年度(4月~3月)における上限が573万円です。

したがって、仮に夏と冬に300万円の賞与を支給するとした場合、7月の標準賞与額は300万円ですが、12月については、7月の賞与と合算すると573万円を超えるため、標準賞与額は273万円となります。

協会けんぽの保険料率は、175 図表5のとおり、都道府県ごとに異なります。東京都の場合をみると、介護保険第2号被保険者に該当しない被保険者は4.92%、介護保険第2号被保険者に該当する被保険者は5.82%です。

たとえば、標準賞与額が840,000円である場合には、介護保険第2号被保険者に該当しない被保険者は、840,000円×4.92% = 41,328円、介護保険第2号被保険者に該当する被保険者は、840,000円×5.82% = 48.888円となります。

なお、退職月に賞与の支払いがある場合には、 特に注意が必要です。

たとえば、12月10日に賞与を支給した被保険者が、12月25日に退職した場合、退職の翌日の12月26日が資格喪失日であるため、資格喪失月は12月となります。

保険料の負担は資格喪失月の前月分(11月分) までですから、賞与についても11月に支給する賞

健康保険 様式コード 産前産後休業終了時報酬月額変更届 厚生年金保険 2 2 2 3 70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届 厚牛年金保険 令和 3 年 11 月 8 日提出 事業所 受付印 整理記号 届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 事業所 所在地 東京都千代田区神田錦町〇-〇-〇 事業所 株式会社 実業物産 名 称 社会保険労務士記載欄 事業主 名 等 代表取締役 武田 和雄 氏 名 *5259* ) ×××× 電話番号 ☑ 産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の改定について申出します。 ② 健康保険法施行規則第38条の3及び厚生年金保険法施行規則第10条の2) 令和 3 年 11 月 8 日 ※必ず口に**ノ**を付してください。 日本年金機構理事長あて <sup>住所</sup> 東京都世田谷区野沢○-○-○ 電話 *03* ( *3411* ) ×××× 氏名 松本 史子 -被保险者 個人番号 2 3 4 5 6 8 2 0 [基礎年金番号] 整理番号 リガナ) マツモ 5.昭和 7.平成 9.令和 (名) 史子 7 6 0 4 松本 1 名 生年月日 (フリガナ) マツモト 氏) カケル (名) 子の 子の 3 0 6 0 9. 令和 0 9.令和 0 3 0 8 0 5 松本 終了年月日 氏名 生年月日 給与計算の ② 通貨 ④ 現物 ⑤ 合計 基礎日数 0 総計 59680 8 給与 支給月 280,760 0 280,760 及び *31* <sub>⊟</sub> 報酬月額 0 修正平均 **10**<sub>月</sub> 278,920 278,920 30<sub>B</sub> 溯及支払額 従前標準 昇給 1. 昇給 2. 降給 300 300 **03** 年 降給 **11** 月 報酬月額 支扒額 千円 該当する項目を〇で囲んでください。 切日 支払日 ″給 与 締切日・ 1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務被保険者 3. 短時間労働者 4. パート 5. その他( 備考 15日雲月25日 (特定適用事業所等) 該当する場合はチェックしてください ※ 産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて 産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて、 育児休業等を開始していませんか。 月変該当 ☑ 開始していません 育児休業等を開始した場合は、この申出はできません。 ○ 産前産後休業終了時報酬月額変更届とは 産前産後休業終了日に当該産前産後休業に係る子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、産前産後休業 終了日の翌日が属する月以後3カ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4カ月目の標準報酬月額から改定することができます。 ただし、産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始した場合は、この申出はできません。 変更後の標準報酬月額が以前より下がった方へ 3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者または被保険者であった者で、養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、「養育期間の従前標準報酬月額みなし措置」という制度をご利用いただけます。この申出をいただきますと、将来の年金額の計算時には養育期間以前の従前標準報酬月額を用いることができますので、『産前産後休業終了時報酬月額変更届』とあわせて、『養育期間標準報酬月額特例申出書』 を提出してください。

健康保険 厚生年金保険 様式コード 育児休業等終了時報酬月額変更届 2 2 2 2 厚生年金保険 70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届 令和 4 年 1 月 6 日提出 事業所 受付印 整理記号 届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 事業所 東京都千代田区神田錦町〇-〇-〇 所在地 事業所 株式会社 実業物産 社会保険労務士記載欄 事業主 名 等 代表取締役 武田 和雄 氏 名 雷話番号 *5259* ) ×××× ☑ 育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定について申出します。 (健康保険法施行規則第38条の2及び厚生年金保険法施行規則第10条) 令和 4 年 1 月 6 日 ※必ず□に√を付してください。 日本年金機構理事長あて 住所 東京都杉並区天沼○-○-○ 電話 *03* ( *3220* ) ×××× 氏名 尾形 由貴子 。 被保険者 個人番号 48 9 3 3 4 5 6 8 0 整理番号 フリがナ) オガタ (氏) (名) 5.昭和 7.平成 9.令和 ) 被保険者 被保険者 5 9 1 0 由貴子 名 尾形 生年月日 フリがナ) オガタ 氏) 子の 子の 育児休業等 0 2 0 2 尾形 真理 0 0 3 0 0 2 生年月日 氏名 基礎日数 総計 179,330 <sub>H</sub> 0 179,330 741700 給与 支給月 **283,250** <sub>H</sub> 平均額 *31* <sub>日</sub> 283,250 0 737 F 11 月 報酬月額 279,120 <sub>m</sub> *30* <sub>B</sub> 0 279,120 遡及支払額 従前標準 昇給 1. 昇給 2. 降給 遡及 改定年月 報酬月額 降給 支払額 年 該当する項目を〇で囲んでください。 給与 3. 短時間労働者 (特定適用事業所等) 1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務被保険者 5. その他( 締切日・ **25** 日 当月末日 支払日 該当する場合はチェックしてください ※ 育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて 育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて、 月変該当 ☑ 開始していません 産前産後休業を開始していませんか。 産前産後休業を開始した場合は、この申出はできません。 育児休業等終了時報酬月額変更届とは 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」による満3歳未満の子を養育するための育児休業等(育児休業及び 育児休業に準ずる休業)終了日に3歳未満の子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、育児休業終了日 の翌日が属する月以後3カ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4カ月目の標準報酬月額から改定することができます。 ただし、育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、この申出はできません。 変更後の標準報酬月額が以前より下がった方へ る。となって、また。 3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった者で、養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、「養育期間の従前標準報酬月額みなし措置」という制度をご利用いただけます。この申出をいただきますと、将来の年金額の計算時には養育期間以前の従前標準報酬月額を用いることができますので、『育児休業等終了時報酬月額変更届』とあわせて、『養育期間標準報酬月額特例申出書』を

図表5 都道府県別の健康保険料率 (被保険者負担分)

|      | (做休陕有貝担分) | A                      |
|------|-----------|------------------------|
| 都道府県 | 者に該当しない場合 | 介護保険第2号被保険<br>者に該当する場合 |
| 北海道  | 5.225%    | 6.125%                 |
| 青森県  | 4.980%    | 5.880%                 |
| 岩手県  | 4.870%    | 5.770%                 |
| 宮城県  | 5.005%    | 5.905%                 |
| 秋田県  | 5.080%    | 5.980%                 |
| 山形県  | 5.015%    | 5.915%                 |
| 福島県  | 4.820%    | 5.720%                 |
| 茨城県  | 4.870%    | 5.770%                 |
| 栃木県  | 4.935%    | 5.835%                 |
| 群馬県  | 4.830%    | 5.730%                 |
| 埼玉県  | 4.900%    | 5.800%                 |
| 千葉県  | 4.895%    | 5.795%                 |
| 東京都  | 4.920%    | 5.820%                 |
| 神奈川県 | 4.995%    | 5.895%                 |
| 新潟県  | 4.750%    | 5.650%                 |
| 富山県  | 4.795%    | 5.695%                 |
| 石川県  | 5.055%    | 5.955%                 |
| 福井県  | 4.990%    | 5.890%                 |
| 山梨県  | 4.895%    | 5.795%                 |
| 長野県  | 4.855%    | 5.755%                 |
| 岐阜県  | 4.915%    | 5.815%                 |
| 静岡県  | 4.860%    | 5.760%                 |
| 愛知県  | 4.955%    | 5.855%                 |
| 三重県  | 4.905%    | 5.805%                 |
| 滋賀県  | 4.890%    | 5.790%                 |
| 京都府  | 5.030%    | 5.930%                 |
| 大阪府  | 5.145%    | 6.045%                 |
| 兵庫県  | 5.120%    | 6.020%                 |
| 奈良県  | 5.000%    | 5.900%                 |
| 和歌山県 | 5.055%    | 5.955%                 |
| 鳥取県  | 4.985%    | 5.885%                 |
| 島根県  | 5.015%    | 5.915%                 |
| 岡山県  | 5.090%    | 5.990%                 |
| 広島県  | 5.020%    | 5.920%                 |
| 山口県  | 5.110%    | 6.010%                 |
| 徳島県  | 5.145%    | 6.045%                 |
| 香川県  | 5.140%    | 6.040%                 |
| 愛媛県  | 5.110%    | 6.010%                 |
| 高知県  | 5.085%    | 5.985%                 |
| 福岡県  | 5.110%    | 6.010%                 |
| 佐賀県  | 5.340%    | 6.240%                 |
| 長崎県  | 5.130%    | 6.030%                 |
| 熊本県  | 5.145%    | 6.045%                 |
| 大分県  | 5.150%    | 6.050%                 |
| 宮崎県  | 4.915%    | 5.815%                 |
| 鹿児島県 | 5.180%    | 6.080%                 |
| 沖縄県  | 4.975%    | 5.875%                 |

与は対象となりますが、12月支給の場合は保険料 を控除しません。

ただし、12月31日に退職した場合には、退職日 の翌日である1月1日が資格喪失日(資格喪失月 は1月)となるため、その前月である12月支給の 賞与から保険料を控除します。

また、産前産後休業中、育児休業中の賞与に対 する健康保険料は、給与と同様に免除されます。

#### 標準賞与額の累計額の取扱い

標準賞与額は年度(4月~3月)の上限が573 万円となっていますが、転職、転勤等があった場 合には、保険者単位(協会けんぽ、各健康保険組 合)で、その累計額を算出します。

また、産前産後休業、育児休業等による保険料 免除期間中に支払われた賞与、資格喪失月に支払 われた賞与(被保険者期間中に支払われたが保険 料賦課の対象外の賞与) も累計額に含めます。

協会けんぽにおいて、同一年度内に転職、転勤 等によって複数の被保険者期間があり、それぞれ の被保険者期間中に決定された標準賞与額の累計 額が573万円を超えた場合は、「健康保険標準賞与 額累計申出書」を年金事務所に提出します。

なお、転職、転勤等がなく、被保険者期間が継 続している場合には、573万円を超えても申出書 の提出は不要です。

#### 3 厚生年金保険料の控除

賞与から控除する厚生年金保険料についても、 健康保険料の場合と同様に、「標準賞与額×保険 料率」で計算します。

標準賞与額とは、賞与の金額の1,000円未満の 端数を切り捨てた額で、上限が150万円となって います。健康保険とは異なり、年度を通じてでは なく、1回ごとの上限です。

平成29年9月以降の保険料率は9.15%です。た とえば、標準賞与額が700.000円であるとすると、 700,000円×9.15% = 64,050円となります。

退職月の賞与の支払いについての注意事項は、 健康保険料の場合と同様ですし、産前産後休業 中、育児休業中の賞与に対する厚生年金保険料 も、給与と同様に免除されます。

#### 4 賞与支給時の手続き

賞与を支給した場合には、「健康保険・厚生年 金保険被保険者賞与支払届」を年金事務所へ提出 する必要があります。

賞与額は、1,000円未満の端数を切り捨て、1,000 円単位で記入しますが、10,000千円以上の賞与に ついては、「9999」千円と記入します。

賞与支払届の様式と記載例は次掌のとおりです。

産前産後休業中、育児休業中の賞与に対する健康保険料・厚生年金保険料は、前述したように免除されますが、将来の年金給付に反映させるため、産前産後休業中、育児休業中の人も賞与支払届への記入が必要です。

# Ⅷ 社会保険料の納付

給与に対する社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金)は、当月分を翌月末日までに納付(一般的には口座振替による納付)します。

また、賞与に対する社会保険料についても、賞 与支払月の翌月末日までに、給与に対する社会保 険料と合わせて納付します。

なお、健康保険料、厚生年金保険料は、事業主 と被保険者で折半しますが、子ども・子育て拠出 金は、全額が事業主負担です。

現在の子ども・子育て拠出金の率は0.36%となっています。

